

直前対策 第2回 問題

(有)拓明館

【問1】代理に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、相手方が、代理人が本人のためにすることを知っていたとしても、本人に対して効力は生じない。
- 2 AがA所有の甲土地の売却に関する代理権をBに与えた後、Aが死亡した場合、BがAの死亡の事実を知らず、かつ知らないことにつき過失がないときは、Bは、原則として、Aの代理人として有効に甲土地を売却することができる。
- 3 AがA所有の甲土地の売却に関する代理権を未成年者Bに与えた後、Bが、Aの代理人として買主Cと甲土地の売買契約を締結した場合、Bの行為能力の制限を理由として当該売買契約を取り消すことはできない。
- 4 代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。

【問2】代理に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aが、A所有の甲土地の売却に関する代理権をBに授与するより前に、Bが補助開始の審判を受けていた場合であっても、Bは有効に代理権を取得することができる。
- 2 代理人が第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知ることができたときは、その行為の効果は本人に帰属しない。
- 3 未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、当該行為を行うにつき当該未成年者の法定代理人による同意がなければ、有効に本人に帰属しない。
- 4 Aが、A所有の甲土地の売却に関する代理権をBに授与した後、Bが後見開始の審判を受けた場合、その後、BがAの代理人として当該売買契約を締結したときは、当該契約の締結は無権代理行為となる。

【問3】復代理に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはいくつあるか。

- ア 復代理人は代理人によって選任されるが、復代理人がその権限内の行為をしたときは、その行為の効果は直接本人に帰属する。
- イ 復代理人が委任事務を処理するに当たり金銭を受領し、これを代理人に引き渡したときは、特別の事情がない限り、復代理人の代理人に対する受領物引渡義務は消滅するが、復代理人の本人に対する受領物引渡義務は消滅しない。
- ウ 委任による代理人は、本人の許諾を得たときは、やむを得ない事由がなくても、復代理人を選任することができる。
- エ 法定代理人は、やむを得ない事由がなければ、復代理人を選任することはできない。
- 1 一つ
 - 2 二つ

直前対策 第2回 問題

(有)拓明館

3 三つ

4 四つ

【問 4】A 所有の甲土地を売却する代理権を有しない B が、A の代理人 B として、C と甲土地の売買契約(以下、本問において「本件売買契約」という。)を締結した場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 B の無権代理行為を A が追認した場合には、別段の意思表示がない限り、本件売買契約の時にさかのぼって、その効力を生ずる。
- 2 C は、A に対し、相当の期間を定めて、その期間内に B の無権代理行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるが、A がその期間内に確答をしないときは、追認をしたものとみなされる。
- 3 C が、本件売買契約の締結時において、B が代理権を有しないことを知らなかったときでも、C は、A が C に対して、B の無権代理行為を追認した後は、本件売買契約を取り消すことができない。
- 4 A が B の無権代理行為を追認しない場合、B が代理権を有しないことを C が過失によって知らなかったとしても、B が自己に代理権がないことを知っていたときは、B は、C に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

【問 5】A 所有の甲土地を売却する代理権を有しない B が、A の代理人 B として、C と甲土地の売買契約(以下、本問において「本件売買契約」という。)を締結した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 A が、B の無権代理行為の追認又はその拒絶をしないまま死亡し、B が A の唯一の相続人として A を相続した場合には、本件売買契約は当然に有効となる。
- 2 A が、B の無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、B が A の唯一の相続人として A を相続した場合には、本件売買契約は有効にならない。
- 3 B の死亡により、A が B の唯一の相続人として B を相続した場合には、A が B の無権代理行為の追認を拒絶することは信義則に反するから、本件売買契約は当然に有効となる。
- 4 B が A から、甲土地に C のために抵当権を設定して C から金銭を借り入れる代理権を与えられていた場合、甲土地を売却する具体的な代理権が B にあると C が信ずべき正当な理由があるときは、C は、甲土地の所有権を取得した旨を、A に対して主張することができる。

直前対策 第2回 問題

(有)拓明館

【問 6】取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 取得時効の基礎たる事実が法定の時効期間以上に継続した場合に、時効を援用する者は、その起算点を選択し、時効完成の時期を遅らせることができない。
- 2 20 年間、平穩に、かつ、公然と他人が所有する土地を占有した者は、その占有が賃借の意思に基づくものであるときは、その土地の所有権を時効によって取得することができる。
- 3 A 所有の甲土地を、所有者と称する無権利者 B から善意無過失で購入した C が、所有の意思をもって平穩かつ公然と甲土地を 3 年間占有した後、甲土地が A の所有であることに気づいた場合であっても、そのままさらに 7 年間甲土地の占有を継続すれば、C は、甲土地の所有権を時効取得することができる。
- 4 A 所有の甲土地を所有の意思をもって平穩かつ公然と 15 年間占有している B が死亡し、C が、B の相続人となった後、甲土地を所有の意思をもって平穩かつ公然と 5 年間占有した場合、C は、甲土地の所有権を時効取得することができる。

【問 7】消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはいくつあるか。

- ア 不動産の所有権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは時効により消滅し、その不動産は国庫に帰属する。
- イ 債権は、債権者が権利を行使を知った時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- ウ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- エ 確定判決文は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。
- 1 一つ
 - 2 二つ
 - 3 三つ
 - 4 四つ

【問 8】時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 裁判上の請求がある場合に、訴えの却下により、その裁判が終了したときは、時効は、その裁判が終了した時から新たにその進行を始める。
- 2 破産手続参加がある場合に、破産手続終結の決定によって権利が確定したときは、時効は、その破産手続が終了した時から新たにその進行を始める。
- 3 強制執行の申立てがある場合に、申立ての取下げによって、その強制執行が終了し

直前対策 第2回 問題

(有)拓明館

たときは、時効は、その強制執行が終了した時から新たにその進行を始める。

4 仮差押え又は仮処分申立てがある場合には、その仮差押え又は仮処分が終了した時から、時効は、新たにその進行を始める。

【問 9】時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1 催告によって時効の完成が猶予されている間に、再度の催告があったときは、その時から6ヵ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、一定の期間を経過するまでは、時効は完成しないが、その当事者は、その協議を行う期間を1年未満とすることができない。

3 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたことにより時効の完成が猶予されている間に、再度、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合、再度の合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。

4 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始めるが、権利の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないことを要しない。

【問 10】時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

1 Aの所有する甲土地をBが時効取得した場合、Bが甲土地の所有権を取得するのは、取得時効の完成時である。

2 後順位抵当権者は、権利の消滅について正当な利益を有する者として、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできない。

3 債務者が時効の完成の事実を知らずに権利の承認をした場合、その後、債務者はその完成した消滅時効を援用することはできない。

4 時効の完成後は、時効の利益を放棄することができるが、時効の完成前に、あらかじめ時効の利益を放棄することはできない。